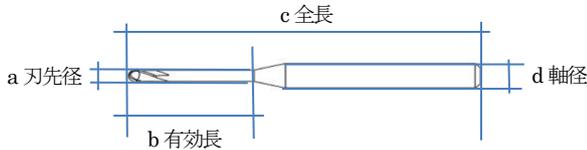


歯科材料 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研削器材 70908000

アイ・ミリングバー200

【形状・構造及び原理等】

1. 形状



2. 寸法

No.	型番	a (刃先径) φ mm	b (有効長) mm	c (全長) mm	d (軸径) φ mm
1	ZB_00	3	20	63	6
2	ZB_01	2	20	63	6
3	ZB_01A	2	20	63	6
4	ZB_02	1	16	63	6
5	ZB_02A	1	16	63	6
6	ZB_03	0.6	13	63	6
7	ZB_04	0.3	1.5	63	6
8	ZB_05	2	20	55	6
9	ZB_06	1	14	53	6
10	ZB_07	0.6	8	50	6
11	ZB_08	0.5	8	50	6
12	ZB_77	3	20	55	6
13	ZB_78	0.3	1.5	50	6
14	MB_09	3	12	50	6
15	MB_10	2	12	50	6
16	MB_11	1.5	10	50	6
17	MB_12	1	10	50	6
18	MB_14	0.6	3.5	50	6
19	MB_67	1.5	16	52	6
20	MFR_43	2	18	55	6
21	MFR_44	1.5	5	50	6
22	MFR_66	1.5	14	50	6
23	MF_15	2	18	55	6
24	MF_45	1.5	7	50	6
25	MF_71	0.6	5	50	6
26	MD_18	1.5	14	50	6
27	MD_19	2	18	55	6
28	MD-73	1.1	5	50	6
29	MR_01	3.5	18	55	6
30	MR_02	2.6	18	55	6
31	MR_03	2.5	18	55	6

No.	型番	a (刃先径) φ mm	b (有効長) mm	c (全長) mm	d (軸径) φ mm
32	MR_05	2.3	18	55	6
33	MR_06	2.3	18	55	6
34	MR_07	2.3	18	55	6
35	MR-08	2.1	18	55	6
36	MR_09	2.4	18	55	6
37	MR_10	2.6	18	55	6
38	MR_11	2.4	18	55	6
39	MR_12	2.6	18	55	6
40	MR_13	2.7	18	55	6
41	MR_14	2.3	18	55	6
42	MR_15	2.3	18	55	6
43	MR_16	2.4	18	55	6
44	DG_21	1	10	50	6
45	DG_22	0.6	8	50	6
46	DG_37	2.5	12	50	6
47	DG_38	1.5	10	50	6
48	TC_82	2	8	50	6
49	TC_83	1.8	8	50	6
50	TC_84	1.5	8	50	6
51	CAF_S6	4	12	50	6

3.材質

超硬合金、(刃部コーティング：ダイヤモンド、PVD、DLC、電着ダイヤモンド)

4.原理

歯科用CAD/CAMマシンに装着し、刃先部を回転させながら歯科材料に接触させて切削・研削し、歯科用補綴物を作製する。

【使用目的、効能又は効果】

各種歯科用CAD/CAM材料を切削・研削加工するために用いる回転器具で、専用の加工機に取り付けて使用する。

【操作方法又は使用方法等】

1.組み合わせて使用する医療機器

歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニット

(1) 歯科用CAD/CAMマシン

歯科材料 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研削器材 70908000

アイ・ミリングバー200

2.使用方法

本ミリングバーは、歯科用CAD/CAMマシンに装着して、歯科用補綴物を製作する。

- (1) 本ミリングバーを使用する前に、刃先部に変形や破損がないことを確認し、切削・研削加工に適した状態であることを確認する。
- (2) 歯科材料が、本ミリングバーでの加工に適した材料であることを確認する。
- (3) 歯科用CAD/CAMマシンに、本ミリングバーを取り付ける。
- (4) コンピュータから加工データを送信し、加工する。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売元:株式会社ピカッシュ

住 所:熊本県菊池郡菊陽町大字原水 2849-1

電話 番号:096-342-1081

製 造 元:BOOYOUNG PRECISION CO., LTD.

製 造 国:大韓民国

【使用上の注意】

- (1) 歯科医療従事者以外は使用しないこと。
- (2) 変形、破損、腐食等があるものは使用しないこと。
- (3) 本ミリングバーの加工、改造は行わないこと。
- (4) 本ミリングバーの使用中に異常な振動、異音が発生した場合は、直ちに使用を中止すること。
- (5) 本ミリングバーは刃物であるため取扱には十分に注意すること。
- (6) 複数の種類の材料を加工する場合は、材料毎にそれぞれ別のミリングバーを用意して使用すること。
- (7) 次の行為は、本ミリングバーの破損の原因となるため行わないこと。
 - ① 刃先部を持つ。
 - ② 刃先部に衝撃を与える。
 - ③ 刃先部を変形させる。

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

貯蔵・保管方法

- (1) 高温・多湿の場所を避け、ケースに入れた状態で保管すること。
- (2) 歯科医療従事者以外が触れないように、適切に保管管理すること。

【包装】

包装単位

1本/包装